

滝川市新型インフルエンザ等対策行動計画について

1. 経緯

計画の作成にあたっては、平成26年5月に計画案を作成し、パブリックコメント等を実施するとともに有識者等に意見を求めました。それらを踏まえ、滝川市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しましたので報告します。

2. パブリックコメント等の実施結果

パブリックコメント及び 意見の募集期間	平成26年6月16日（月）～6月30日（月）
意見の提出	3名（3件）
意見の内訳： 要望・意見 1件 感想 2件	
意見の概要	市の考え方
予防接種を実施する場合、老人会等の集会に合わせて予防接種をしてほしい。	住民接種については、ご意見にありますように、原則集団的接種となります。 実施場所等につきましては、今後作成する業務計画にて検討してまいります。

3. 市行動計画について

別紙のとおり

4. 策定後の周知について

平成26年9月5日 北海道知事へ報告

市公式ホームページ及び図書館等にて市民周知

※滝川市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

- ①政府は、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第6条に基づき「政府行動計画」を作成しました。
- ②北海道は、平成25年10月に特措法第7条に基づき、政府が作成した「政府行動計画」を基本とし、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成しました。
- ③市行動計画は、「政府行動計画」や「道計画」が示す新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国や道が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な対応ができるよう、対策の選択肢を示すものです。
- ④対策の目的は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」と「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」の二つです。
- ⑤実際に発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定します。